

【市町村提案型事業③】 森林の公有林化、独自提案事業 事業案

事業名	事業内容																								
	事業趣旨	補助対象		補助率等																					
森林の 公有林化	【現状・課題】 ○外国資本による森林買収が、本県でも確認(44ha)され、不安が広がった。 ○また、本県平地林は、他県に比べ減少・小規模化しており、快適環境形成機能や保健休養機能等の公益的機能も失われつつある。 【趣旨・目的】 ○身近な水源林の買収という不安を払拭し、水資源の安定的な確保を図るため、<u>水源林の購入を支援</u>する。 ○貴重な平地林を保全し、公益的機能の維持増進を図るため、<u>平地林等の購入を支援</u>する。 ○本県の平地林は、面積・率ともに関東地方で最下位であることから、貴重な<u>平地林を新たに造成するための用地取得も支援</u>する。 《関東各都県の平地林の状況》 <table><tr><td>茨城県</td><td>101,549ha</td><td>21.8%</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>41,847ha</td><td>20.5%</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>5,033ha</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>18,545ha</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>89,711ha</td><td>23.5%</td></tr><tr><td>東京都</td><td>9,598ha</td><td>16.3%</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>14,544ha</td><td>11.1%</td></tr></table> ※出展:群馬県環境基本計画2006 ※率は調査対象市町村(平地林が存在する市町村)の森林面積における平地林の割合	茨城県	101,549ha	21.8%	栃木県	41,847ha	20.5%	群馬県	5,033ha	5.5%	埼玉県	18,545ha	7.5%	千葉県	89,711ha	23.5%	東京都	9,598ha	16.3%	神奈川県	14,544ha	11.1%	水源地域森林 の公有林化	以下の要件を満たす森林を公有林化する市町村を支援 ①森林内に地域の重要な水源が存在すること。 ②公的管理することで、水源かん養機能の持続的な発揮が期待できること。 ③市町村森林整備計画の「水源涵養機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実と見込まれること。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。	補助率 1／2以内 (上限10,000千円／1市町村当たり)
		茨城県	101,549ha	21.8%																					
栃木県	41,847ha	20.5%																							
群馬県	5,033ha	5.5%																							
埼玉県	18,545ha	7.5%																							
千葉県	89,711ha	23.5%																							
東京都	9,598ha	16.3%																							
神奈川県	14,544ha	11.1%																							
平地林の 公有林化	以下の要件を満たす平地林を公有林化、あるいは造成しようとする市町村を支援 ①快適環境形成機能や保健休養機能が特に求められる森林で公的管理が必要であること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実と見込まれること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。 ④県と森林管理と転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。																								
独自提案 事業	【ぐんま緑の県民税制度の目指すべき目標】 ①豊かな水を育み、災害に強い森林づくり ②里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造 上記の目標達成に向け、地域における様々な課題に対応するため、市町村が独自に提案する事業を支援する。	・ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得たものであること。 ・管理運営的経費、既存施設の維持修繕費に充てないこと。 ・国庫補助事業等、既存事業との併用は不可。		1／2以内																					